

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成26年7月2日
【会社名】	株式会社チノー
【英訳名】	Chino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苅谷 嵩夫
【本店の所在の場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京 03(3956)2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長兼社長室長 斉藤 卿是
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京 03(3956)2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長兼社長室長 斉藤 卿是
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成26年8月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、5株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

イ 電子公告制度を採用する。

ロ 平成26年8月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を11,910万株から2,382万株にするるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更する。

ハ 上記ロの変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成26年8月1日をもって生ずるものとする旨の附則を設け、その期日経過後はこれを削除する。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、苅谷嵩夫、小針哲郎、森山文隆、松本正、吉田幸一、清水孝雄、山崎敬一、長谷川泰司、西口明彦、豊田三喜男、久永達夫、松岡学および福浦正人の13名を選任するもの。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岸智晴氏を選任するもの。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される岸智晴氏、斉藤卿是氏、ならびに監査役を辞任される古谷陽一氏に対し在任中の労に報いるため、当社の内規により相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 株式併合の件	27,537	98	0	(注)1	可決(91.78%)
第2号議案 定款一部変更の件	27,513	120	0	(注)1	可決(91.70%)
第3号議案 取締役13名選任の件				(注)2	
苅谷 嵩夫	26,019	1,612	0		可決(86.72%)
小針 哲郎	26,880	751	0		可決(89.59%)
森山 文隆	26,880	751	0		可決(89.59%)
松本 正	26,880	751	0		可決(89.59%)
吉田 幸一	26,921	710	0		可決(89.72%)
清水 孝雄	26,922	709	0		可決(89.73%)
山崎 敬一	26,922	709	0		可決(89.73%)

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
長谷川 泰司	26,883	748	0		可決（89.60％）
西口 明彦	26,922	709	0		可決（89.73％）
豊田 三喜男	26,922	709	0		可決（89.73％）
久永 達夫	26,860	771	0		可決（89.52％）
松岡 学	26,903	728	0		可決（89.66％）
福浦 正人	26,905	726	0		可決（89.67％）
第4号議案 監査役1名選任の件 岸 智晴	27,400	235	0	（注）2	可決（91.32％）
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	24,444	3,191	0	（注）3	可決（81.47％）

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上